

# 2020年登別市市制施行50周年記念 多文化共生推進事業 令和元年度登別市中学生ニュージーランド派遣交流事業実施要領

## 1 目的

海外の先住民の歴史や文化、取組についての理解を深めることにより、アイヌ文化の継承や多文化共生社会づくり等を担う人材を育成する。

## 2 主催

登別市

## 3 派遣計画

### (1) 時期及び期間

令和2年1月8日（水）～13日（月）の6日間とする。

### (2) 派遣先

ニュージーランド

### (3) 研修内容

- ・ マオリ族をはじめとした先住民族の文化や尊厳を尊重し、共存する社会づくりを進めるニュージーランドの現状や先進的な取り組みについて体験し、学習する。
- ・ 派遣前研修では、ニュージーランドの多文化共生に関する歴史や取り組み等に関して、外部講師等を招き、座学で学習する。
- ・ 現地では、先住民文化の体験やチームビルディングメニューを通じ、先住民文化に対する理解を深める。
- ・ 派遣後研修では、現地で体験した内容を広く市民にフィードバックするための振り返りと報告書の作成を行う。

### (4) 派遣者

ア 生徒：市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒5名及び北海道登別明日中等教育学校前期課程の生徒1名の合わせて6名（最大）

イ 登別アイヌ協会関係者3名。なお、登別アイヌ協会関係者とは、同協会の会員と、登別アイヌ協会の会長が特に認める者を指す。

ウ 引率者：団長（市職員）1名及び英語補助者1名の合わせて2名

(5) 派遣する生徒の応募者が3名未満の場合は、本事業は実施しないものとする。

## 4 応募要件

(1) 中学校の「1年生から2年生」又は北海道登別明日中等教育学校前期課程「1回生から3回生」であること。

(2) 派遣日程に耐えうる健康を維持できること。

(3) 協調性に富み、団体行動に適応できること。

(4) 保護者の同意が得られること。

(5) 事前、事後の研修や市主催の報告会に参加できること。

(6) 登別市デンマーク友好都市中学生派遣交流事業による派遣歴がないこと。

## 5 自己負担額

- (1) 中学校及び北海道登別明日中等教育学校の生徒の1名あたり自己負担額は8万円とする。
- (2) 登別アイヌ協会関係者の自己負担額はこれを徴しない。

## 6 生徒及び引率者の決定

- (1) 市は、派遣生徒を公募する。
- (2) 市は、中学校からの応募者が5名までの場合は、応募者をもって派遣者として決定する。
- (3) 市は、中学校からの応募者が5名を超えた場合は、抽選のうえ派遣者を決定する。この場合において、各中学校の募集枠を1名とする学校枠を採用する。なお、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (4) 応募者の数が学校枠に満たない中学校がある場合は、学校枠を超えた中学校に学校枠を振り分ける。なお、学校枠を超えた中学校の応募者の総数が、学校枠に満たない中学校の学校枠の総数を超えた場合は、抽選のうえ派遣者を決定する。
- (5) 前号の規定を適用してもなお中学校からの応募が5名に満たない場合、北海道登別明日中等教育学校前期課程からの応募者の中から、定員を満たすまで抽選により決定する。
- (6) 登別アイヌ協会関係者の選出については、登別アイヌ協会会長が推薦する。(別記様式)
- (7) 団長と英語補助者は、事務分掌「国際交流の推進に関すること(多文化共生施策)」を所管する総務部企画調整グループ職員から選出する。

## 7 申込期限

令和元年11月22日(金)までに令和元年度登別市中学生ニュージーランド派遣交流事業参加申込書(別記様式)を登別市総務部企画調整グループへ郵送(申込期限日に必着)又は持参する。

## 8 その他

市は、帰国後、派遣生徒が国際交流に積極的に参加できるよう行事等の情報提供に努める。